

## 回答書

意見概要	<p>1. グループホームの家賃補助について 現在グループホームの家賃補助は全国共通の1万円です。 さいたま市は生活ホームには1万6千円の補助が出ておりますので、グループホームにも同額の補助金を出してほしい。</p>
回答内容	<p>グループホームの家賃の補助につきましては、現在、国に対して特定障害者特別給付費の引き上げを要望しております。今後も引き続き要望するとともに、市単独の家賃補助についても他市区町村の動向に注視し、実施の有無も含め検討してまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。</p>
回答課	保健福祉局 福祉部 障害支援課

## 回答書

意見概要	<p><b>2. 工賃向上計画の実現に向けて</b></p> <p>現在各事業所の工賃の実態は最高でも3万円ほどです。2級年金の人が自立していくためには最低でも3万円くらいの工賃収入が必要です。</p> <p>行政も含めての事業所と福祉団体とのトライアングルで障害のある人たちが自立できる方法を模索しながら、親亡き後の心配を少しでも軽減出来るよう計画の実施をお願いします。（東北大学先端科学技術研修センター近藤武夫氏の取り組みを実践してください。）</p>
回答内容	<p>当計画は、国の『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平成24年4月11日付け障発0411第4号）』により、埼玉県が定め、本市においてもこれに基づき実施するよう努めているところです。</p> <p>現在、本市では障害者就労施設が出店可能な市、民間主催のイベントへの参加支援及び調整、障害者就労施設等の製品の販売所を各区役所に設置しているほか、障害者優先調達推進法に基づき、調達を依頼し、障害者の工賃向上の支援を行っております。</p> <p>今後も国、埼玉県と協力し、障害者の工賃向上を支援してまいります。</p>
回答課	保健福祉局 福祉部 障害支援課

## 回答書

意見概要	<p><b>2. 工賃向上計画の実現に向けて</b></p> <p>現在各事業所の工賃の実態は最高でも3万円ほどです。2級年金の人が自立していくためには最低でも3万円くらいの工賃収入が必要です。</p> <p>行政も含めての事業所と福祉団体とのトライアングルで障害のある人たちが自立できる方法を模索しながら、親亡き後の心配を少しでも軽減出来るよう計画の実施をお願いします。（東北大学先端科学技術研修センター近藤武夫氏の取り組みを実践してください。）</p>
回答内容	<p>川崎市や神戸市において、週20時間未満の就労支援事業（東京大学先端科学技術研修センター近藤武夫氏のIDEAモデル）を独自に実施していることは認識しております。</p> <p>国においても、令和2年4月から、週あたり10時間以上20時間未満の労働者を「特定短時間労働者」と位置づけ、雇用主に対し特例給付金を支給するなど対応しておりますが、IDEAモデルで多くを占める週10時間未満の労働者は対象外となっております。</p> <p>こうした現状を踏まえ、政令指定都市でつくる福祉課長会議では、すべての障害者が、その意欲と能力に応じて就労可能となるよう、短時間であれば働ける障害者の就労支援の手法について、先導的な役割を果たすよう国に対して要望しております。</p> <p>以上のとおり、超短時間雇用IDEAモデルについては、引き続き、先進市での取り組み状況や国の動向も踏まえ、調査、研究してまいります。</p> <p>なお、授産施設における工賃向上につきましては、授産施設に対して専門的技術や知識を持つ授産支援アドバイザーを派遣し、必要な助言や指導を行ったり、授産施設製品をWebショップ（サデコMONOがたり）で販売するなど実施しておりまして、引き続き取り組んでまいります。</p>
回答課	保健福祉局 福祉部 障害者総合支援センター

## 回答書

意見概要	<p><b>3. エスプール就労支援事業について</b> 育成会として、要望も提出したこの事業の行政との関わり方について、内容の精査を出来るような位置づけをお願いしたい。 育成会としても、利用者がより良い環境の下で働けるように、関わりを持ち続けていきたいと思えます。</p>
回答内容	<p>株式会社エスプールプラスとは定期的に会議の場を設け意見交換を行い、関係団体等からの意見についても検討してもらっているところです。 農園で働く障害のある方が長く働き続けられるよう、引き続き連携を図ってまいります。</p>
回答課	<p>保健福祉局 福祉部 障害者総合支援センター 保健福祉局 福祉部 障害支援課 保健福祉局 福祉部 障害政策課</p>

## 回答書

意見概要	<b>4. 特記事項</b> 災害時の要配慮者の避難誘導のシステムの構築を早急 にお願い致します。 (避難所で路頭に迷う事の無い様に)
回答内容	<p>本市では障害や要介護などにより避難行動に支援を要する方々について、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。当該名簿掲載者のうち、外部提供に関する同意をいただいた方について、適切な避難行動につなげられるよう、自治会や自主防災組織、民生委員に情報提供をしています。</p> <p>また、「災害時要配慮者支援マニュアル」を作成し、自治会等に周知しているほか、各自主防災組織の訓練において、「避難行動要支援者名簿」を活用した訓練を実施していただくよう、呼びかけを行っているところです。</p> <p>避難所における要配慮者への対応については、「避難所運営マニュアル」等で、要配慮者の特性ごとに配慮すべき点を具体的に掲載しているほか、各避難所に配置している担当職員に対して、内容の周知を行っています。</p> <p>各区で行われる避難所運営訓練についても、障害をお持ちの方などにも参加していただくため、実施にあたって、当事者団体及び支援者団体へ依頼を行うよう各区に周知を行っていますが、実際に参加いただける要配慮者の方が少ないのが実情であり、課題と考えているところです。災害時における要配慮者への対応を実効性のあるものとしていくためには、当事者である要配慮者の方の訓練参加が欠かせないものと考えているため、訓練に関する周知を今後より一層積極的に行ってまいりたいと考えています。</p>
回答課	総務局 危機管理部 防災課